

新しい衆議院議員の

選挙制度

①中選挙区制から小選挙区比例代表並立制に変わります。

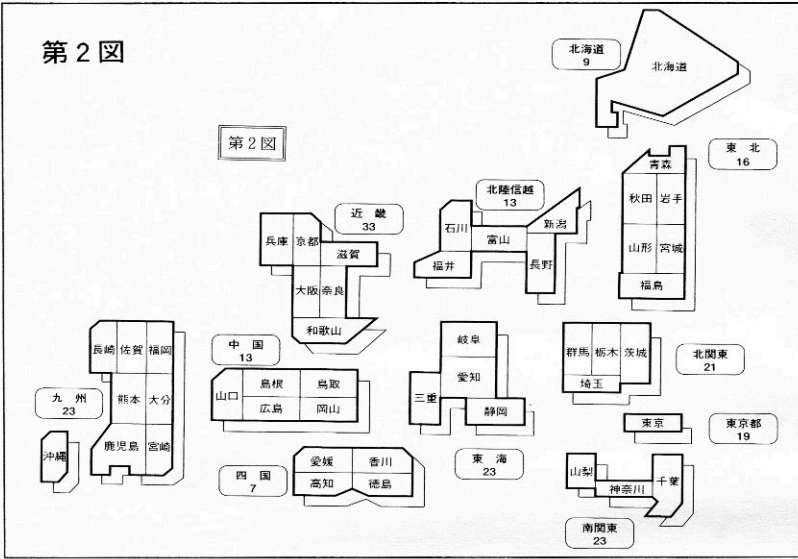
●小選挙区選挙と比例代表選挙の2つの選挙によって国会議員を選びます。

●小選挙区選挙は、1つの選挙区から1人の国会議員を選びます。山口県は4つの

選挙区に分かれ、日置町は第4区に属します。(第1

図参照)

●比例代表選挙は、全国を11のブロックに分けて行われ、それぞれのブロックごとに、各政党の得票数に応じて政党所属の国会議員を選びます。



山口県は、鳥取県、岡山県、広島県と一緒中国ブロックに属し、その中で13人の国会議員を選びます。(第2

②衆議院議員の定数は、511人から500人になり、うち300人を小選挙区選挙で、200人を比例代表選挙で選びます。③投票は1人2票制で、小

選挙区選挙では候補者名を、比例代表選挙では政党名を、それぞれの投票用紙に書いて投票します。(第3図)

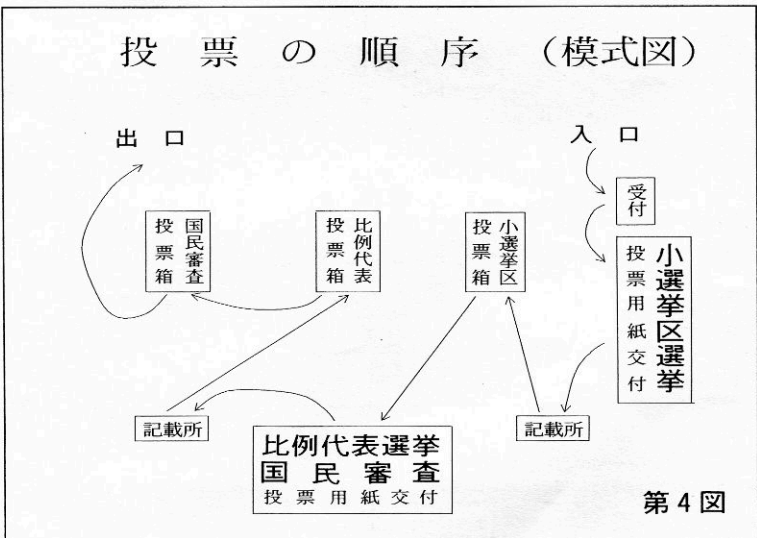
最高裁判所裁判官の

国民審査の方法

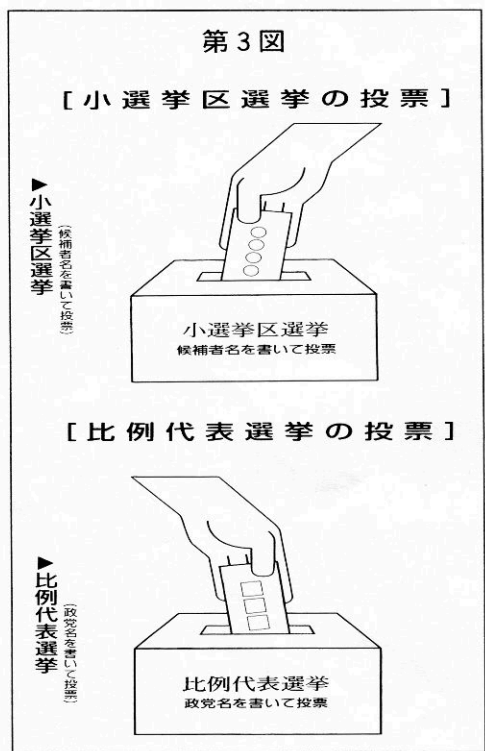
国民審査の投票用紙には、あらかじめ審査される裁判官の氏名が印刷されていますので、⑦やめさせた方がよいと思う裁判官についてのみ、その氏名の上の欄に×を書き、④やめさせなくてもよいと思う裁判官については、何も書かないでください。すべての裁判官についてやめさせなくてもよいと思う場合は、投票用紙には何も書かないで投票箱に入れることとなります。

投票の順序

投票の順序は第4図のとおりで、最初に衆議院小選挙区選挙の投票用紙の交付を受けて、投票し、次に衆議院比例代表選挙と最高裁判所裁判官国民審査との、2つの投票用紙を同時に受けとり、投票することとなります。



第4図



選挙に関するお問い合わせは、選挙管理委員会事務局まで。